

2019/7/18

関係者各位

喀痰吸引等（第一号・二号）実地研修

実習生の健康管理・予防接種証明書について

亀田メディカルセンター（亀田総合病院・亀田クリニック・亀田リハビリ病院・亀田ファミリークリニック館山）では、当センターの使命に基づき「患者さまから病気をもらわない」・「患者さまに病気をうつさない」の一貫として『麻疹・水痘・風疹・ムンプス』などの流行性ウイルス疾患の抗体測定と、抗体を獲得していない場合の『ワクチン接種』を推進しております。このようなことから、当センターの実習生には『抗原・抗体検査』ならびに『ワクチン接種』を義務づけたいと考えております。当院または当院指定の実地研修実施機関にて実地研修を行う場合、対応については下記のとおりお願いいたします。

ただし、所属勤務先・事業所内において実地研修を行う場合は、各実地研修実施機関の規定に従っていただきます。

<対応方法>

証明書は、当センター所定の『抗体価証明書』または、実地研修実施機関の所定用紙等とする。

- * 証明書は、所定の用紙以外でも内容が同じであれば認める。
- * 検査日が明記されていれば、健康診断等の検査結果のコピーでも可能とする。
- * 3年以内のデータを有効とする。
- * 実施検査内容（別紙「抗体価証明書」参照）

- ① HBs抗体検査・B型肝炎ワクチン接種
- ② 4種類のウイルス抗体検査・ワクチン接種
- ③ インフルエンザワクチン接種

上記①と②については、やむを得ず抗体陰性者が実地研修をしなければならない場合、少なくとも実地研修実施前に1回目のワクチン接種を済ませることとする。

その他、ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

医療法人鉄蕉会 亀田総合病院
継続学習センター
TEL 04-7099-1165（直通）